平成２７年（フ）第５８号
愛媛県松山市内宮町甲16番地８　中須賀マンション103号
債務者　大石　　学
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６１号
愛媛県松山市久保445番地２市営鹿峰団地５棟１－２
債務者　乗松美奈代
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７２号
愛媛県松山市竹原４丁目10番15号　愛媛マンション506号
債務者　川崎健一郎
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７４号
愛媛県伊予市米湊1596番地15
債務者　黒住　純奈
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７９号
愛媛県松山市束本１丁目３番33号　コーポ白石５号
債務者　頼本　竜太
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８５号
愛媛県松山市束本１丁目４―37　東雲ハイツ504、住民票上の住所愛媛県東温市牛渕1815番地14
債務者　山田　雄一
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３号
佐賀市大財１丁目８番33―306号
債務者　若林　倫代
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５５号
佐賀県三養基郡みやき町大字東尾2104番地
債務者　中村　浩二
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６７号
佐賀市多布施４丁目18番425号
債務者　カラオケ歌心ことデンタル工房こと古賀美佐子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６８号
佐賀市多布施４丁目18番425号
債務者　古賀　禎宏
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６９号
佐賀市北川副町大字光法1516番地９　アダージョ光法201号
債務者　古賀　健司
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７６号
佐賀市高木瀬東３丁目５番13号　北原アパート203号
債務者　竹下　忠雄
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８８号
佐賀県小城市牛津町牛津312番地22
債務者　宮崎　美尋（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９１号
佐賀市本庄町大字本庄455番地11　サンハイツ佐大前307号
債務者　三根　一明
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９号
長崎県対馬市美津島町竹敷313番地
債務者　中村　芳徳
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
長崎県対馬市厳原町久田528番地５
債務者　菅谷　淳一
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
熊本県菊池郡大津町大字杉水985番地23
債務者　岩本ひとみ
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２４号
大分市大字羽田1041番地の１　シェモア'99―201
債務者　中村　エリ
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係